

政府備蓄米の品質確認について（買受者における Q&A）

Q 1 国によるメッシュチェックとは、どのようなことを行っているのか。

（A）国が行うメッシュチェックとは、二重の網を通して、目視で、品質の劣化や異物の混入などお米に問題がないかを確認することです。

[メッシュチェックとは（リンク）](#)

Q 2 買受者自らが品質確認を行う際、「メッシュチェックと同等の品質確認」の「同等」とは具体的にどのようなことを行えばよいのか。

（A）事業者によって、品質確認の方法は異なると考えられますが、各事業者が食品事業者として責任を持って、お米を販売していただくこととなります。例えば、原料となる玄米が搬入される際に、サンプルを採取して異物混入の有無を確認する場合や、選別機により異物を除去する場合などがあります。

（なお、国として化学分析の実施を求めるものではありません。）

Q 3 紙袋での引渡しでも、国でメッシュチェックをしてくれないか。

(A) 国で行うメッシュチェックにおいて、元々が紙袋で保管されていたものでも、メッシュチェック後は全てフレコンに詰め替えることとしています。

紙袋での引き渡しを希望する場合には、メッシュチェックと同等の品質確認を買受者自らが行っていただくこととし、国によるメッシュチェックは行いません。

(参考) 随意契約の政府備蓄米のパフレット

「紙袋での引き渡しにおいては、メッシュチェックと同等の品質確認を買受者自らが行っていただくこととし、国によるメッシュチェックは行いません」

Q 4 メッシュチェック等の品質確認において品質劣化や異物の混入があったものはどうすればよいのか。

(A) 品質劣化や異物の混入があった場合は、袋等（フレコン又は紙袋）の単位で区分けし、ビニール等で覆って保管し、すみやかに受託事業体を通じて、現品の交換の申請をしていただくようお願いします。

(参考) 随意契約の政府備蓄米のパフレット

「5. 契約の内容に適合しない現品の交換及び補てん

農産局長は、受託事業体を買受者に引き渡した米穀について、当該米穀を引き渡した後1か月以内に本契約の内容に適合しない米穀が発見され、受託事業体から契約の内容に適合しない現品の交換・補填申請書（様式第10号）により申請があった場合は、当該申請の内容等を審査することとし、当該申請の内容が適当と認められるときは、必要な交換又は補填を承認することとします。」